

運転手派遣 規約条項

（株）ペーパードライバースクール《運転手派遣システム》の規約

◆ （株）ペーパードライバースクール《運転手派遣システム》（以下「Untenhaken.jp」という）は、以下の取り決めによる利用制度により、各種サービスの提供をいたします。

◆ （株）ペーパードライバースクール《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の名称及び目的）（株）ペーパードライバースクール《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」規約を確認の上、所定の入会申込手続を経て入会されたお客様は、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」が行う次の各種サービスを所定の料金に基づき利用する事が出来ます。

1. 運転手派遣システム お客様保有の車両、レンタカー等の運転
2. 運転手派遣システム車両管理サービス 車両の日常のメンテナンス・車検等の手続き
3. 運転手派遣システム 自動車損害賠償責任保険および任意保険の手続きのご紹介

◆（ご予約および受付時間）

弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」の利用は予約を原則とし、次の各号に示す時間帯に、お電話またはご予約フォーム、FAXによりご予約を受付ます。

（＊ご予約は利用日の前日まで可能です。）

受付時間 朝8:00時より 夜8:00時まで

◆（運転手の指示）

お客様は、弊社、《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の運転者その他の係員が運送の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません

（運送の引き受け）

弊社、《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」は、次条の規定によりお客様の引受け又は継続を拒絶する場合を除いて、お客様の運送を引き受けます。

（運送の引き受け及び継続の拒絶）

弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様の引受け又は継続を拒絶することがあります。

当該（お客様）の申し込みがこの運送約款によらないものであるとき。

当該運送に適する設備がないとき。

当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。

当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

お客様が運転手の旅客自動車運送事業等運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき。

お客様が旅客自動車運送事業等運輸規則の規定により持ち込みを禁止された物品を携帯しているとき。

お客様が行先を明瞭に告げられないほど又は人の助けなくしては歩行が困難なほど泥酔しているとき。

お客様が車内を汚染するおそれがある不潔な服装をしているとき。

お客様が付添人を伴わない重病者であるとき。

お客様が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

（運賃及び料金）

弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」が収受する運賃及び料金は、お客様の乗車時において実施しているものによります。

前項の運賃及び料金は、時間契約によります。

◆（運賃及び料金の収受）

弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」は、長期契約のお客様以外の短期契約のお客様は下車の際に運賃及び料金の支払いを求めます。

◆（旅客に対する責任）

弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」は、お客様の自動車の運行によって、お客様の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を弁償する責任に関しては、お客様の保険等を使用させて頂きます。また、弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りではありません。

前項の場合において、弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」がお客様にお願いする責任は、お客様の乗車の時に始まり、下車をもって終わります。

弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」は、前条によるほか、その運送に関して旅客が受けた損害を賠償する責任を負いません。

弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、運送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をした時は、これによってお客様が受けた損害を賠償する責に任じません。

◆（お客様の責任）

弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」は、お客様の故意若しくは過失により又はお客様が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、そのお客様に対し、その損害の賠償を求めます。

◆（《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」との成立時点）

お客様の申込みにより弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」が所定の手続きを行い、時間枠を確保した時点で成立するものとします。

◆（お申込み後の変更・解約・中途解約）

お客様が、自己の都合で運転派遣を解除する場合には、弊社、運転手派遣システム「Untenhaken.jp」に対し所定の手続きを取って頂きます。お客様が、自己の都合で運転派遣を解除する場合、下記の解除手数料を所定の方法で当社に支払うものとします。＊お客様が乗車された後に付きましての自己都合による契約解約は出来ない事とします。基本的には料金が発生いたします。希望・要望・運転手の変更などは、受け賜りますのでお気軽にお申し出下さい。

	変更条件	請求料金
予定日2日前	16時迄～キャンセル料無料	キャンセル料無料、16時以降は最低2時間分の運転手派遣代金を請求
予定日前日	キャンセルの場合	最低2時間分の運転士派遣代金を請求
当日キャンセル	変更不可（運転派遣を乗車しなくても乗車したとみなします）	ご利用予定分の運転士派遣代金を請求

*弊社、運転手派遣システム「untenhaken.jp」では、車内にてカードのお支払いも出来ます。VISA/Master/Lifeカード/AEONカード等のクレジットカードモバイルカード・ICカード対応が出来るようになりました。
車内でカード決済『モバイルパワーハンディーターミナル』する事が出来ます。このようなサービスが出来るのは信頼と実績がある運転手派遣システムサービスだからです。



カードでのお支払い回数は、1回払い、2回払い、ボーナス1回払い
が出来ます。

(分割金利手数料は運転手派遣システムサービスが負担します。)



運転手派遣システムサービスは MOBILE POWER HANDY（モバイルパワーハンディーターミナル）を導入しております。

カードでのお支払いをご希望の場合は、運転手派遣お申し込みの際に『お支払い方法をカードで』とお申し付け下さい。お客様のクレジットカードを機械に通し、お支払い内容をご確認して頂き、カード端末機により利用明細を出します。お支払い金額（運転手派遣利用金額）などをご確認後、ご利用明細にサインをして頂き、カード決済させて頂きます。

*運転手派遣システムサービスを受講するご本人名義のクレジットカードのみ有効になります。

*モバイルパワーハンディーターミナルの台数に限りがございます。従来通り、インプリンター機を使ってのお支払いになる事もございます。あらかじめご了承下さい。

*承認が取れない場合、誠に申し訳ございませんが、“現金のみのお支払いとさせて頂きます。

◆（ご予約方法）

ご予約は必ずお電話でお願いします。その際、お約束の日時等は控えをお取り下さい。
お申込時には、お名前・住所・電話番号・ご希望する日時・ルート・派遣運転手の名前・
車種などをお伺いします。

◆（ご予約変更等）

ご予約成立後、お客様のご都合によりスケジュールを変更（解約、キャンセル 含む）する
場合は、営業時間内（8 時～20 時迄）にお電話にて連絡して下さい。その際、発生する手
数料は、前述の通りとします。

◆（お客様のご準備）

派遣日当日は、お車をご準備の上、会社、ご自宅（お客様のご指定した駅、施設等）にて
お待ち下さい。派遣運転手が お近くからお電話させて頂きます。（その他、指定場所スター
トの場合はご予約時に打合せいたします）ご指定の場所にてご連絡が取れない場合は、
当日の変更とみなし、手数料その他の処理を取らせて頂きます。

◆（弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」サービス開始前に）

自動車車検証、自動車保険等をご用意下さい（コピー等を取らせて頂きまして、診断させ
て頂きます。）

貴社車両に関する、自動車保険等を確認させて頂きます。

①自家用自動車（自動車税・重量税・自賠責保険等）

②お申し込み用紙（申請書）にご記入願います（ご氏名、運転手派遣内容、ご意見・ご希
望等）

③車両メンテナンス（定期点検・一般整備・車検整備等）

④車検証

⑤自動車保険（任意保険）契約書

◆（お客様の乗車）

皆様の同乗も可能です。但し、チャイルドシート・ジュニアシート等必用なものはご用意
下さい。＊法規に触れる状態での運転手派遣は出来かねます。

◆（派遣時間に変更が生じる場合）

交通事情によりご予約の時間にやむを得ず遅れる場合が考えられます。こちらから必ずご
連絡をします、ご理解下さい。また、到着時間が遅くなる事もご理解下さい。ご協力をお
願い致します

◆（派遣時間の延長等）

《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の派遣時間の延長等はその運転手のスケジュー
ルの都合もあります。当日のスケジュールの変更等はお電話でお申込をお願い致します。

◆（自然条件および不測事態）

悪天候（豪雪・降雪による自然条件及び不測の事態）による道路状況、及び、不足の事態

(故障・パンクなど)で止むを得ずの場合を除き、当日の《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の派遣変更はお受け出来ません。お客様のお車が故障等により、運行中止の場合は、必要な交通費等をお客様にてご負担致します。

◆ (派遣運転手の責任)

《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の運転手派遣習中に道路交通法違反をした際は、運転手の責任となります。しかし、助手席等で、お客様の行為でシートベルト等を締めない等などの際は、お客様の責任も問われる事がございます。ご了承下さい

◆ (別途料金)

《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の高速通行料(有料道路)ならびに有料駐車場等は別途料金となります。

◆ (派遣運転手の交代)

スケジュールの都合により、同一運転手による運転手派遣日程が不可能な場合がございますので、予めご了承ください。弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」は2名以上の運転士を予めご紹介するシステムをとっています。なお万が一、派遣運転手の交代による不具合等が発生致しましたら、ご遠慮なく弊社までご連絡下さい。

◆ (ご意見ご要望等)

運転手派遣システム終了時に、感じた事がございましたら、希望、要望等をご遠慮なく弊社へお電話等を頂けたら幸いです。出来る限り、そのご意見を次回へ取り入れたく考えております。

◆ (《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の自動車車両保険等について)

(株)ペーパードライバースクール《運転手派遣システム》の事故においての車両保険等について

事故での車両保険等について

他社サービスにおいて事故に関しては責任を負います。……などと書いてあります。しかし現時点において、第三者(弊社)の保険を使ってお客様の車両、並びに同乗者など、代わりを担うのは不可能との意見を各保険会社から頂きました。よって、お客様(車両所有者)が入っている保険に、第三者(弊社)が車両保有者の車を運転する場合、万が一事故があった時には、基本的には車両保有者の保険・・お客様のお車、ならびに同乗者に関する車両の保有者でもある、お客様の自動車損害賠償任意保険等・・・をご利用させて頂く事になります。弊社の運転士は指導員として職務も経験しており、安全に関しては人一倍理解している運転士です。弊社指導員資格を持つ運転手はベテランのプロのドライバーですので、安全、地理、接客や機密保持はご信頼をいただけると自負しております。もちろん安全にも万全を期す次第ですが、事故の際にはせめて運転手に関しては弊社の運転手傷害保険を適用させて頂きます。「自動車保険等級ダウン見舞金規定」より、見舞金の支給をさせて頂いております。

弊社は保険制度そのものを調べ上げた上で、あいまいな表現をするのではなく、お客様に保険に関してわかりやすいご説明をしてまいりたいと思います。お客様のご理解をお願いいたします。

◆自動車保険等級ダウン見舞金について

「自動車保険等級ダウン見舞金」とは弊社独自の「見舞金規定」で、万が一事故が起きた場合、お客様の負担を少しでも軽くするために作られたものです。

◆自動車保険等級ダウン見舞金概略

運転手派遣契約に基づき派遣された運転手が、業務遂行の為に契約者の所有する自動車を運転中に事故を起こし、契約者が当該自動車に対保されている任意に加入する自動車保険契約から保険金支払いを受ける事により、継続契約の割増引に影響が出る場合には、自動車保険等級ダウン見舞金を支給します。

<自動車保険等級ダウン見舞金規程>

株式会社ペーパードライバースクール（以下「当会社」といいます。）は、運転手派遣契約の契約者（以下「契約者」といいます。）に対して、次のとおり自動車保険等級ダウン見舞金規程を定めます。

（見舞金の支給）

第1条 当会社は、運転手派遣契約に基づき派遣された運転手が、業務遂行のために契約者の所有する自動車を運転中に事故を起こし、契約者が当該自動車に付保されている任意に加入する自動車保険契約から保険金支払を受けることにより、継続契約の割増引に影響が出る場合には、自動車保険等級ダウン見舞金を支給します。

（用語の定義）

第2条 この規程において次の用語は各号に定めるところによります。

（1）自動車

契約者が所有する自動車をいい、所有権留保条項付売買契約に基づき購入した自動車および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。ただし、原動機付自転車および自動二輪車を除きます。

（2）自動車保険契約

保険金を支払いを受けることにより無事故等級割引制度により継続契約の保険料が影響を受ける保険契約（共済契約を含めます。以下同様とします。）をいいます。ただし次に定める契約を除きます。

①総付保台数が10台以上となるフリート契約（名称のいかんを問いません。）

②自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（責任共済を含みます。）

（見舞金支給額）

第2条 当会社が支給する見舞金の額は次の金額を限度とします。

（1）普通車 5万円

（2）軽自動車 3万円

（見舞金の不支給）

第3条 当会社は、次の場合には見舞金を支給しません。

- (1) 運転手派遣契約の業務遂行以外の事故による場合
- (2) 継続契約の保険料に保険金支払いによる影響がない場合（無事故割引等級制度を設けていない場合も含みます）
- (3) 自動車に付保されている自動車保険契約がフリート契約である場合

（見舞金の請求）

第4条 契約者は、見舞金支給を受けようとする場合には、その支給事由の発生を当会社に遅滞無く報告の上、次の書類を提出しなければいけません。

- (1) 自動車に付保されている自動車保険契約から保険金支払を受けたことを証する書類
- (2) 運転手派遣契約の業務遂行中の事故であることを証する書類
- (3) その他、当会社が必要と認めた書類

この規程は平成18年4月24日施行します。

◆自動車損害保険に関して弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」が求める条件に同意できないお客様に対し、弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」は運転手派遣サービスの提供を拒絶することといたします。

◆（交通事故の損害賠償責任）

◇弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の運転手派遣サービス利用時に起因する人身事故に関しては、次の3つの各号の総てを証明できない限り、弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」およびお客様には運行共用者責任が発生し、損害賠償責任を負うことになります。

- ・弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の派遣運転手の過失によるものではなく、総て第三者または相手方の過失によるものであること。
- ・車両に機能上・構造上の欠陥がなかったこと。
- ・お客様に運行支配権がなかったこと。

◇ 損害保険によって填補されない部分の車両および対物損害額は、「自動車保険等級ダウン見舞金」という保険も提供させて頂いております。で弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」が賠償します。これを超える部分はお客様の負担とします。

◇ 損害保険の加入車両と偽つて自動車運転サービスを利用した場合は、弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」は免責とします。

◆（サービス提供の拒絶または中断）

次の各号に示す事由により、弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」は自動車運転サービスの提供を拒絶または中断することができます。

- ・道路交通法、道路運送法等の法違反行為
- ・公序良俗に反する行為
- ・弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」に付随しない作業
- ・乗務員の身体に睡魔または異常を來した場合
- ・24時間または走行距離が200km以上の無休運転
- ・整備不良車両の運転

◆（就業経費の負担）

1. 都内23区・横浜市・川崎市以外の場所が始業地または終了地となる場合の乗務員の交通費、もしくは都内23区内であっても地理的または時間的に弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」に特別な負担が掛かる場合の交通費は、お客様の負担とします。
2. 地理的または時間的に弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」に特別な負担が掛かる場合の食事代・宿泊費等の就業経費は、お客様の負担とします。

◆（紳士協定および違約金）

1. お客様は紳士協定に則り、弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の派遣運転手または90日前まで弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の従業員であった者と雇用または業務委任契約を締結しないものとし、これに違背した場合は、事実が発覚した日から30日以内に違約金として金200万円を弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」に賠償するものとします。
2. 弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」およびお客様は相互の機密事項を外部に漏洩または他の目的に利用しないものとし、これに違反した場合は、相手方に求償できるものとします。

◆（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項に関しては、全て日本の関係諸法規を適用する他、運送約款・旅行約款・自動車保険約款に準拠します。

◆（合意管轄裁判所）

お客様は弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」との諸契約に関する訴訟についての管轄裁判所を、弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」の本社を管轄する裁判所とすることに同意するものとします。

◆（規約の改定ならびに承認）

本規約の改定は、弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」がその内容を通知した後にお客様が弊社《運転手派遣システム》「Untenhaken.jp」をご利用したことによって、変更事項を承認されたものとみなします。